

令和5年度 定例監査の結果に基づく措置状況

1 知事

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	環境県民局	1～2
2	商工労働局	3～8

(2) 地方機関

番号	機 関 名	所管部局	ページ
3	自治総合研修センター	総務局	8
4	県立総合技術研究所農業技術センター		9
5	東部こども家庭センター	健康福祉局	9
6	県立広島学園		10～12
7	県立広島高等技術専門校	商工労働局	12
8	東部農業技術指導所	農林水産局	13
9	北部建設事務所	土木建築局	13～14

(3) 財政的援助団体等

番号	機 関 名	所管部局	ページ
10	公益財団法人広島県スポーツ振興財団	地域政策局	14～15
11	R C C ホールマネジメントグループ	環境県民局	16
12	広島県民文化センターふくやま共同企業体		16
13	社会福祉法人広島県福祉事業団	健康福祉局	17～18
14	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構		19

2 教育委員会

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	教育委員会事務局	20

(2) 地方機関

番号	機 関 名	ページ
2	県立福山少年自然の家	21
3	県立広島国泰寺高等学校	22
4	県立尾道北高等学校	23
5	県立加計高等学校	24
6	県立忠海高等学校	24～26
7	県立三次高等学校	27～28
8	県立瀬戸田高等学校	29
9	県立黒瀬高等学校	29
10	県立東高等学校	30
11	県立神辺高等学校	31
12	県立西条農業高等学校	31～33
13	県立福山特別支援学校	33
14	県立廿日市特別支援学校	34
15	県立黒瀬特別支援学校	34
16	県立戸手高等学校	35

【知事】

1 環境県民局（監査年月日：令和5年8月3日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【ア 管理委任物品の管理について】

次の備品について、管理委任の手続は行われているが、物品出納職員に対して、払出しの通知をしていかなかったため、備品出納簿に管理委任に関する記録が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（文化芸術課）

物 品	工芸品 1個 外 16 件（管理委任の記録漏れ） 絵 画 1幅 外 67 件（更新した管理委任期間の記録漏れ）
根 抠	広島県物品管理規則第17条の2第2項

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

物品の管理委任に係る事務手続に関する担当者の知識が充分でなく、新規登録後に必要な事務手続に漏れが生じた。また、管理委任期間の更新については数年に一度の事務であり、必要な事務手続を失念していた。

【措置内容】

速やかに出納簿に記録を行った。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【イ 工事請負契約における事務処理について】

工事請負契約において、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。（文化芸術課）

契約名	広島県立美術館展示室壁面修繕工事（令和4年度）
-----	-------------------------

（ア）参考見積書の見積総額を根拠として、設計金額を設定しているが、当該見積書を踏まえた仕様書は作成しておらず、設計書も作成していなかった。

根 拠	公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項
-----	--------------------------

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

工事の実施にあたっては、過去の事例を参考に事務手続を行うとともに、令和4年度から必要に応じて、公共工事を所管する課（建設産業課、営繕課等）に隨時指導を受けながら、根拠法令等の確認を行い、仕様書及び設計書の作成等、適切な事務処理を行うよう努めていたが、年度初旬の契約について、漏れが生じた。

【措置内容】

令和5年度から、工事関係の根拠法令一覧や、一般競争入札・指名競争入札・随意契約ごとに工事発注の処理手順を一覧化した事務フローを作成し、複数の者で事務手続に漏れがないか、確認や検証を重ねながら、適正な事務処理に努めている。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【イ 工事請負契約における事務処理について】

工事請負契約において、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。（文化芸術課）

(イ) 予定価格調書において、消費税及び地方消費税込みの額で記載すべき設計金額（予定価格）を誤って消費税及び地方消費税抜きの額で記載していた。

また、低入札価格調査対象工事であるにもかかわらず、予定価格調書に調査基準価格を記載していなかった。

根 抱	広島県契約規則第18条、第19条第1項 建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第4条第3項 支出マニュアル II第4 執行伺い（予定価格調書の例）
-----	---

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

担当職員の認識不足により事務処理を誤った。予定価格調書は、開札まで封緘するため、誤りに気づかなかつた。

【措置内容】

再発防止のため、支出マニュアル及び低入札価格調査制度事務取扱要綱を再確認し、職員に周知した。なお、令和5年度から工事発注の処理手順を一覧化した事務フローを作成し、複数の者で事務手続に漏れがないか、確認や検証を重ねながら、適正な事務処理に努めている。

2 商工労働局（監査年月日：令和5年7月21日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【ア 行政財産の使用許可に係る事務処理について】

行政財産の使用許可に係る事務処理について、次のとおり、不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 前回監査時（令和4年7月執行）に同様の指摘（電柱及び光ファイバーケーブルの設置に係る行政財産使用料の収入手続遅延）を行ったにもかかわらず、行政財産使用料の収入手続が遅延していた。（イノベーション推進チーム）

使用許可財産	使用許可内容	使用許可期間	令和5年度徴収期限	納入通知日	使用料(年額)
土地（ひろしま 産学共同研究拠 点）	電柱設置（本柱1 本、支線2条）	令和2年 4月1日～ 令和7年 3月31日	令和5年 4月30日	令和5年 5月11日	4,500円
	光ファイバーケー ブルの設置	平成31年 4月1日～ 令和6年 3月31日			2,720円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条 広島県会計規則第11条第3項				

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

行政財産の使用許可に係る使用料について、使用許可期間の2年度目以降は、各会計年度の初日から30日以内に徴収する必要があることを認識し、早期に手続に着手していたが、同時期に類似の処理を多数行う中で、本件の納入通知を発行していないことに気づくのが遅れたため。

【措置内容】

所属で行う行政財産の使用許可及び公の施設の利用許可の手続について、処理期限・根拠規定・その他事務処理上の留意事項等をまとめた一覧表を作成するとともに、その内容を所属で共有し、その表に基づき複数名による相互チェックを実施することにより、適正な事務処理を行う体制を整えた。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【ア 行政財産の使用許可に係る事務処理について】

行政財産の使用許可に係る事務処理について、次のとおり、不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(イ) 徴収すべき使用料の額を誤っているものがあった。(イノベーション推進チーム)

財産名称	ひろしま産学共同研究拠点（光ファイバーケーブルの設置）
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第2条、別表第二

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

使用料の算定にあたり、「行政財産の使用料の額の設定」告示の第四号による経過措置が適用されるものと誤認していたため。

【措置内容】

所属で行う行政財産の使用許可及び公の施設の利用許可の手続について、処理期限・根拠規定・その他事務処理上の留意事項等をまとめた一覧表を作成するとともに、その内容を所属で共有し、その表に基づき複数名による相互チェックを実施することにより、適正な事務処理を行う体制を整えた。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【ア 行政財産の使用許可に係る事務処理について】

行政財産の使用許可に係る事務処理について、次のとおり、不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ウ) 行政財産の使用許可に伴う必要経費について、雑収として徴収すべきところ、誤って使用料として徴収していた。(イノベーション推進チーム)

使用許可財産	ひろしま産学共同研究拠点（自動販売機及びごみ箱の設置）1.04 m ²
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第1条、第2条

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

行政財産の使用許可に伴う経費は、全て使用料として徴収すべきものと誤認していたため。

【措置内容】

所属で行う行政財産の使用許可及び公の施設の利用許可の手続について、処理期限・根拠規定・その他事務処理上の留意事項等をまとめた一覧表を作成するとともに、その内容を所属で共有し、その表に基づき複数名による相互チェックを実施することにより、適正な事務処理を行う体制を整えた。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【ア 行政財産の使用許可に係る事務処理について】

行政財産の使用許可に係る事務処理について、次のとおり、不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(エ) 行政財産の使用許可に伴う必要経費について、会計年度を誤って旧年度の収入としているものがあった。（商工労働総務課、イノベーション推進チーム）

使用許可財産	使用許可内容	納入通知日	調定の内容	所管課
建物（県立広島産業会館西展示館）	携帯電話サービス用アンテナ基地局設置	令和5年4月12日	産業文化センター分屋上アンテナ電気料金（4月1日検針分）	商工労働総務課
建物（ひろしま産学共同研究拠点）	自動販売機及びごみ箱の設置	令和5年4月14日	ひろしま産学共同研究拠点光熱水費（令和4年度分）	イノベーション推進チーム
根 拠	地方自治法施行令第142条第1項第2号			

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

- 根拠規定のことは承知していたが、会計年度独立の原則に従って処理すべきものと誤認していたため。（商工労働総務課）
- 納入通知書を発する随時の収入の会計年度所属は、当該通知書等を発した日の属する年度となることを認識できていなかったため。（イノベーション推進チーム）

【措置内容】

- 今回の指摘を受け、所属内で根拠規定を確認し、引継資料に今回のミス事例を追記し、担当者が変わっても適切に事務処理が遂行できるよう徹底を図るなど、再発防止に努めた。（商工労働総務課）
- 所属で行う行政財産の使用許可及び公の施設の利用許可の手続について、処理期限・根拠規定・その他事務処理上の留意事項等をまとめた一覧表を作成するとともに、その内容を所属で共有し、その表に基づき複数名による相互チェックを実施することにより、適正な事務処理を行う体制を整えた。（イノベーション推進チーム）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【イ 借受財産の管理について】

次の財産について、借受の手続は行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（イノベーション推進チーム）

財 産	建物（C I C TOKYO 広島県事務所）
根 抱	広島県公有財産管理規則第61条、第64条

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

不動産を借り受けた際は、借受台帳への記載及び財産管理課への報告が必要であるということを認識できていなかったため。

【措置内容】

指摘された件については、財務会計システムへ登録するなど所定の手続を行った。また、再発防止策として、規則に沿った事務手續を徹底するとともに、担当者及び副担当者へ再周知し、組織的なチェック体制の強化を行った。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 公の施設の利用許可に係る事務処理について】

公の施設の利用許可に係る事務処理について、次のとおり、不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。（イノベーション推進チーム）

（ア）使用料の収入手続が遅延していた。

利用施設	利用期間	利用許可日	納入通知日	利用料
ひろしま産学共同研究拠点	令和4年4月1日～令和5年3月31日	令和4年4月1日	令和4年7月19日	2,934,000円
	令和5年4月1日～令和6年3月31日	令和5年3月23日	令和5年4月11日	2,934,000円
根 抱	ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例第5条第5項			

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

施設利用許可に伴う使用料を後納させる場合は、別に後納の申請を受ける必要があるということを認識できていなかったため。

【措置内容】

所属で行う行政財産の使用許可及び公の施設の利用許可の手続について、処理期限・根拠規定・その他事務処理上の留意事項等をまとめた一覧表を作成するとともに、その内容を所属で共有し、その表に基づき複数名による相互チェックを実施することにより、適正な事務処理を行う体制を整えた。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 公の施設の利用許可に係る事務処理について】

公の施設の利用許可に係る事務処理について、次のとおり、不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。（イノベーション推進チーム）

（イ）施設の利用に伴う必要経費（光熱水費）について、雑収として徴収すべきところ、誤って使用料として徴収していた。

利用施設	ひろしま産学共同研究拠点
根 拠	ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例第5条

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

施設の利用に伴う経費は、全て使用料として徴収すべきものと誤認していたため。

【措置内容】

所属で行う行政財産の使用許可及び公の施設の利用許可の手続について、処理期限・根拠規定・その他事務処理上の留意事項等をまとめた一覧表を作成するとともに、その内容を所属で共有し、その表に基づき複数名による相互チェックを実施することにより、適正な事務処理を行う体制を整えた。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 公の施設の利用許可に係る事務処理について】

公の施設の利用許可に係る事務処理について、次のとおり、不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。（イノベーション推進チーム）

（ウ）施設の利用に伴う必要経費の徴収において、会計年度を誤って旧年度の収入としているものがあった。

利用施設	納入通知日	調定の内容
ひろしま産学共同研究拠点	令和5年4月14日	ひろしま産学共同研究拠点光熱水費（令和4年度分）
根 拠	地方自治法施行令第142条第1項第2号	

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

納入通知書を発する随時の収入の会計年度所属は、当該通知書等を発した日の属する年度となることを認識できていなかったため。

【措置内容】

所属で行う行政財産の使用許可及び公の施設の利用許可の手続について、処理期限・根拠規定・その他事務処理上の留意事項等をまとめた一覧表を作成するとともに、その内容を所属で共有し、その表に基づき複数名による相互チェックを実施することにより、適正な事務処理を行う体制を整えた。

令和5年度 監査結果（改善を求める事項）

【エ 負担金交付における事務処理について】

観光誘客促進事業（全国旅行支援「やっぱ広島じゃ割」）において、交付決定した金額を超過して事業が執行され、超過執行分を県が一般財源から支出することとなったため、「観光振興共同事業負担金交付要綱」の見直しなども含めて、事務手続の改善に努める必要がある。（観光課）

負 担 金 名	観光振興事業負担金（令和4年度）
---------	------------------

措置の内容（令和6年度報告分）

【措置内容】

事務手続については、支出事務において活用するチェックリストに、配分予定額の合計が予算の範囲内に収まっているか、予算執行状況の把握方法は策定されているか、予算執行状況をリアルタイムに把握できない場合は代替手法や停止基準を定めているか、運営スキーム上の各機関の役割と責任が明確になっているか等の項目を新たに追加した。

また、補助金支出に係る簡易マニュアルを新たに作成し、支出事務を行う際には、更新したチェックリストやマニュアルに基づき、契約書・仕様書・業務指示書などの証拠書類（交付申請時においては案を含む。）での確認を徹底している。

なお、本事案の全体的な再発防止策として、支出事務の適正な遂行のため、職員に対し、会計事務研修に積極的に参加させているとともに、県と観光連盟における組織間の連携・情報共有の強化及び組織内の情報共有の強化を図っている。

3 自治総合研修センター（監査年月日：令和5年10月20日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【支出に係る予算科目について】

常時の資金前渡において、研修講師用の飲料を購入しているが、需用費食糧費で支出すべきところ、誤って需用費その他の予算科目で支出していた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県予算規則第3条第3項
-----	---------------

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

事務誤りによる。

【措置内容】

令和5年度末に常時の資金前渡の精算後、財務システムにて科目等更正を行った。
また、再発防止策として、現金出納簿に指摘の内容を赤字で記すとともに、資金前渡で購入しなくて良いように、在庫管理を徹底している。

4 県立総合技術研究所農業技術センター（監査年月日：令和5年11月22日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【委託契約に係る事務処理について】

次の委託契約において、予定価格が広島県契約規則で定めた随意契約によることができる上限額を超えていたにもかかわらず、随意契約していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	電気設備保安管理業務（令和3年度～令和5年度）
根拠	広島県契約規則第29条

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

設計金額の確認が十分ではなかった。

【措置内容】

支出マニュアルに沿った事務手続を改めて徹底するとともに、事務担当者へ各種マニュアルを再度周知し所属内の共有を図るとともに、組織的なチェック体制の強化を行った。

5 東部こども家庭センター（監査年月日：令和5年11月8日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【借受財産の管理について】

次の財産について、借受けの手続は行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

財産	・駐車場（16台分） ・駐車場（7台分） ・駐車場（17台分） ・駐車場（20台分）
根拠	広島県公有財産管理規則第61条、第64条

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

借受台帳による記録管理が必要であることを認識していなかった。

【措置内容】

職員駐車場の借受けについて、公有財産の手引きを再確認し、財務会計システムにより借受台帳への登録を行った。また、他の財産について、登録漏れがないか確認を行った。

6 県立広島学園（監査年月日：令和5年9月11日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【ア 委託契約における事務処理について】

委託契約における事務処理において、次のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 前回監査時（令和2年9月執行）に同様の指摘（消火器、感知器及び音響装置の数量を誤って特記仕様書を作成）を行ったにもかかわらず、自動火災報知設備の数量を誤って仕様書を作成していた。

契約名	令和3～5年度広島県立広島学園消防用設備等保守点検業務
-----	-----------------------------

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

仕様書の作成にあたり、設備点検結果の数量を確認することなく、前回契約時の資料を参考にしていたため、前回契約以降の変更部分が反映されていなかった。

積算方法の誤りについては、関係制度に係る理解が十分でなかった。

【措置内容】

委託業者と改めて消防設備の数量確認を行い、正確な数量に基づく契約変更（仕様書修正）の手続を行った。

積算方法については、改めて関係する通知や資料の内容を確認するとともに、必要に応じて本庁関係課に問い合わせて適切な執行に努めることとした。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【ア 委託契約における事務処理について】

委託契約における事務処理において、次のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

- (イ) 自動火災報知設備の設計金額の積算方法が誤っていた。

契約名	令和3～5年度広島県立広島学園消防用設備等保守点検業務
-----	-----------------------------

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

仕様書の作成にあたり、設備点検結果の数量を確認することなく、前回契約時の資料を参考にしていたため、前回契約以降の変更部分が反映されていなかった。

積算方法の誤りについては、関係制度に係る理解が十分でなかった。

【措置内容】

委託業者と改めて消防設備の数量確認を行い、正確な数量に基づく契約変更（仕様書修正）の手続を行った。

積算方法については、改めて関係する通知や資料の内容を確認するとともに、必要に応じて本庁関係課に問い合わせて適切な執行に努めることとした。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【ア 委託契約における事務処理について】

委託契約における事務処理において、次のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

(ウ) 消火器具の数量を変更したが、仕様書の変更等、必要な手続を行っていなかった。

契 約 名	令和3～5年度広島県立広島学園消防用設備等保守点検業務
-------	-----------------------------

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

仕様書の作成にあたり、設備点検結果の数量を確認することなく、前回契約時の資料を参考にしていたため、前回契約以降の変更部分が反映されていなかった。

積算方法の誤りについては、関係制度に係る理解が十分でなかった。

【措置内容】

委託業者と改めて消防設備の数量確認を行い、正確な数量に基づく契約変更（仕様書修正）の手続を行った。

積算方法については、改めて関係する通知や資料の内容を確認するとともに、必要に応じて本庁関係課に問い合わせて適切な執行に努めることとした。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【イ 旅費の支給について】

解においては、翌年度の4月30日までに支出を行う必要があるが、4月30日を過ぎて旅費の支給を行っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県会計規則第5条
-----	------------

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

担当者の認識不足と、所属内での確認が十分でなかった。

【措置内容】

旅費事務の手続について所属内に周知するとともに、決裁者が申請状況を隨時確認するなど、チェックする体制を強化した。

令和5年度 監査結果（改善を求める事項）

【ウ 文書管理システムの適正な使用について】

文書管理システムで起案し、電子決裁を受けるべき事務について、文書管理システムによらずに処理しているものがあった。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。

根 拠	広島県文書等管理規程第20条
-----	----------------

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

担当者の認識不足と、所属内での周知が十分でなかった。

【措置内容】

広島県文書等管理規程に基づく文書管理システムの適正な使用について、所属内に周知するとともに、必要に応じて、文書管理システム操作説明書を確認しながら行うこととした。

7 県立広島高等技術専門校（監査年月日：令和5年11月14日）

令和5年度 監査結果（改善を求める事項）

【委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、設計金額の算出に当たり複数微取した参考見積の最低額から理由や根拠が明確でない減額を行い、予定価格が随意契約によることができる場合に該当するとして随意契約していた。設計金額の積算に当たっては理由や根拠を明確にするとともに、委託業務の契約を締結する場合は、契約の公平性、透明性を確保するため、一般競争入札に付することが原則であることから、適切な契約方法を選定する必要がある。

契約名	本館実習棟3北側法面伐採及び草刈り等業務
-----	----------------------

措置の内容（令和6年度報告分）

【措置内容】

監査結果を踏まえ、設計金額の根拠となる参考見積書等との突合・検討を2人以上で行い、契約方法の妥当性を勘案した上で対応するようにしている。

こうした取組内容を継続して実施していくほか、設計金額の積算にあたっては、理由や根拠を明確にした積算設計を行うよう、所属内での学習機会を定期的に確保し、法令・規則等の遵守を徹底している。

8 東部農業技術指導所（監査年月日：令和5年11月22日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【郵便切手類の管理について】

自動車航送乗船回数券について、有効期間内に未使用分の払戻手続を行わず、金券としての価値を損なっているものがあった。有効期間内の使用見込みを踏まえた購入枚数とするなど適正な事務処理に努められたい。

根 抠	広島県物品管理規則第5条
-----	--------------

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

尾道市百島町における対象経営体の普及指導のため自動車航送乗船回数券を使用していたが、平成29年を最後に百島町における対象経営体が不在となり、回数券を使用していなかった。

【措置内容】

対象経営体に対する普及指導状況を確認し、隨時回数券の使用見込みを把握するとともに、長期間保管することが無いよう購入枚数を精査する。また、所内全体で使用期限等を共有し、適正な使用に努める。

9 北部建設事務所（監査年月日：令和5年10月18日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【委託契約における事務処理について】

次の委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するとして随意契約を行っているが、4者による見積り合わせを実施していることから、性質又は目的が競争入札に適しないとの理由には合理性がなく、競争入札の方法により契約すべきであった。適正な事務処理に努められたい。（北部建設事務所庄原支所）

契約名	庄原ダム ダム管理用制御処理設備保守点検業務（令和2年度～令和4年度） 庄原ダム ダム非常用発電機設備保守点検業務（令和2年度～令和4年度）
根 抠	地方自治法施行令第167条の2第1項

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用について認識誤りがあったこと及び指名競争入札に係る選定業者の標準数（5人以上12人以内）の確保にこだわりすぎたこと等により当該事務を行うに至った。

【措置内容】

当該業務は地域維持業務であり、地域維持業務委託事務処理要綱の19（1）により選定業者数の標準によらないことができることから、今後は標準数にかかわらず資格者から適正に選定して指名競争入札を実施する。

令和5年度 監査結果（改善を求める事項）

【文書管理システムの適正な使用について】

文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらずに決裁しているものがあった。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき文書管理システムを使用する必要がある。（北部建設事務所、北部建設事務所庄原支所）

根 抠	広島県文書等管理規程第 20 条
-----	------------------

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

慣例により、文書管理システムによらずに決裁していた。

【措置内容】

所内の課長会議で文書管理システムによる決裁を行うことを周知し、現在は、広島県文書等管理規程第20条第1項各号に掲げるものの起案を除き、文書管理システムにより起案を作成し、電子決裁により決裁を受けている。

10 公益財団法人広島県スポーツ振興財団（監査年月日：令和5年12月22日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【ア 事務局職員の給与について】

令和4年10月1日以降、事務局職員の給与が最低賃金を下回っていた。適正な事務処理に努められたい。

根 抠	最低賃金法第4条
-----	----------

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

事務局職員の給与は、県内の最低賃金の改定を踏まえ定期的に見直す必要があったが、令和4年度及び5年度に最低賃金が引き上げられたにも関わらず、事務局において最低賃金の確認が不十分であり、時給の見直しを行っていなかった。

【措置内容】

令和5年12月に、事務局職員の給与を最低賃金以上となるよう引き上げるとともに、事務局職員に対し、令和4年10月以降の最低賃金との差額分を支払った。

再発防止策として、毎年10月の最低賃金の改定に合わせて、事務局職員の給与を見直すこととし、複数の理事が確認することとした。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【イ 支出額の誤りについて】

郵送料に係る支出額を誤っていた。適正な事務処理に努められたい。

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

担当者の支出証拠書類の確認が不十分であった。

【措置内容】

支出確認額に誤りが生じないよう、支出証拠書類の確認すべき部分をマーカーで強調した上で確認する等、事務局のチェック体制を強化した。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 契約に係る事務処理について】

次の契約において、予定価格を定めていなかった。適正な事務処理に努められたい。

件 名	パソコンリース（令和3年度から令和8年度） プリンター購入（令和3年度）
根 拠	公益財団法人広島県スポーツ振興財団財務規程第 33 条

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

担当者の契約事務に関する認識が不十分であった。

【措置内容】

指摘後の契約において、予定価格の設定や複数者からの見積徴取等、広島県契約規則に準じた事務処理を徹底することとした。

11 RCCホールマネジメントグループ（監査年月日：令和6年3月4日）

令和5年度 監査結果（改善を求める事項）

【利用許可に関する事務処理について】

施設及び附属設備の利用許可において、利用料金の後納や利用許可書の不交付など、広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例や広島県立文化芸術ホール管理規則の規定と異なる取扱いが見受けられた。

施設の利用目的や利用者の利便性を踏まえ、規定と実際の事務処理が整合するよう、所管課と協議する必要がある。

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

広島県立文化芸術ホールの利用料金については、広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例により、施設利用者が指定管理者から利用許可を受ける際に納付するように定められているが、当該施設は音響や照明など舞台で使用する設備等の調整を図りながら当日に使用するものが確定するとともに、予定時間を延長することも多く、実態として後納せざるを得ない状況が発生している。

また、広島県立文化芸術ホール管理規則で施設等の利用を許可したときは、交付利用許可書を交付することとされているが、上記のように、当日、使用するものが確定したケースにて、不交付の状態であった。

【措置内容】

利用料金について、特別の理由があると認めるときは、後納を認めることができるよう、条例改正について、県へ打診・依頼した。その結果、県は、指定管理者による利用料金制を採用している公の施設について、施設の特性及び利用状況を踏まえて、やむを得ない場合に施設の利用料金の後納を可能とするよう、関係条例の改正の手続を進めている。

また、当日、使用するものが確定した際、その時点で利用許可書を交付するよう事務を改めることとし、その旨を県へ報告した。

12 広島県民文化センターふくやま共同企業体（監査年月日：令和6年3月4日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【県有備品の管理について】

広島県民文化センターふくやまの管理に関する基本協定書により、管理費用及び利用料金収入で購入した物品が広島県物品管理規則に定める備品に該当するときは、速やかに県に報告するものとされているが、報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根 抱

広島県民文化センターふくやまの管理に関する基本協定書第18条第1項

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

物品の管理委任に係る事務手続に関する知識が充分でなく、県への報告漏れが生じた。

【措置内容】

未報告分について速やかに県へ報告するとともに、再発防止のため、物品の管理委託に係る事務手続について内部で情報共有を行った。

13 社会福祉法人広島県福祉事業団（監査年月日：令和6年1月18日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【ア 会議室の利用に係る事務処理について】

障害者療育支援センターにおける会議室の利用に当たり、療育支援センター宿泊施設等利用申請書が提出されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県立障害者療育支援センター使用規則第3条第3項
-----	---------------------------

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

利用者が申請書を事前に提出することになっているが、当日は利用開始時間が差し迫っており、申請書に記入する時間がなかったため、利用後に申請書を改めて提出することで利用を認めた。

しかし、その後、利用者及び担当者ともに申請書のことを忘失してしまい、申請書未提出のままの利用に至った。

【措置内容】

利用前に申請書を必ず提出させることとし、申請書未提出のままの利用は認めない対応とした。また、当該事例を踏まえ、事前に申出があれば申請書をメールで送るなどの対応を行っている。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【イ 契約事務について】

指定管理施設の修繕業務において、発注・契約決裁書等による意思決定を経ることなく発注し、支払事務が行われていたものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	社会福祉法人広島県福祉事業団経理規程第74条第1項 社会福祉法人広島県福祉事業団事務の一部を施設の長に委任する規程第2条
-----	---

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

利用者の生活に支障をきたす故障や損傷が生じ、急遽発注を行うことが必要な緊急的な修繕があり、その後の事務整理を失念していた。

【措置内容】

適正な事務処理を行い、修繕業務を発注することを徹底した。

発注事務担当者と支払事務担当者を分けて相互にけん制する体制を整備した。

令和5年度 監査結果（改善を求める事項）

【ウ 宿泊施設等の利用料金の徴収に係る事務処理について】

各施設の宿泊施設、会議室及び研修室の利用料金の徴収に当たっては、「広島県福祉事業団債権管理及び徴収に関する事務処理要領」（以下「要領」という。）に基づき事務処理を行うこととされているが、要領制定以降、県の条例や規則にあわせた改正が行われておらず、対象施設の名称や納入帳票の様式などが、県の条例や規則と整合しない状況となっていた。適切に事務処理が行えるよう、要領の適時、適切な見直しに努める必要がある。

施設名	障害者リハビリテーションセンター 宿泊施設 福山若草園 宿泊施設 障害者療育支援センター 宿泊施設、会議室及び研修室
-----	--

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

職員の認識不足により要領の改正を行わず、帳票の様式を変更していた。

【措置内容】

要領を見直し、「広島県福祉事業団債権管理及び徴収に関する事務処理要領」を改正した。

令和5年度 監査結果（改善を求める事項）

【エ 利用者からの預り金の適正管理について】

障害者療育支援センター松陽寮における利用者からの預り金については、「利用者預り金の管理及び取扱い要綱」（以下「要綱」という。）を定め、適正に管理することとされている。要綱に基づき、利用者の預り金の一部を購入基金としているが、毎月末日における精算及び管理責任者への報告を行っていないなど、事務が適切に行われていなかった。

このため、けん制機能を有効に機能させるため、要綱に定める事務を着実に実施することにより、適切な管理・運用に努める必要がある。

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

利用者預り金については過去に元職員による横領事案が発生している。再発防止のため、利用者預り金の管理及び取扱い要綱を見直し、各利用者の金銭出納帳などのけん制機能は強固なものとなった。購入基金も利用者からの拠出金という預り金の一部として理解しており、施設長から指名された管理者が毎月の精算や金銭出納帳の整理を行っていたが、けん制体制の重要性や具体的な手順については、関係者全員で共有できていなかった。

【措置内容】

各担当者の役割と責任を明確にし、けん制体制の遵守を徹底するよう要綱に定める事務を関係者全員で共有し、適切な管理・運用を行っている。

14 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構（監査年月日：令和5年7月31日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、予定価格を定めていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	顧客満足度の調査及び業務改善コンサルタント（令和3年度） 健診結果の納期短縮に係るコンサルタント業務（令和3年度） 画像診断委託（令和3年度） 「臨床研修病院オンライン合同説明会」開催に係る業務委託契約（令和3年度）
根拠	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構契約規程第16条、第24条

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

契約の相手方が1者しかいない場合において、金額の妥当性及び費用対効果検証を行えば、予定価格を省略しても構わないと誤った解釈をしてしまったため。

【措置内容】

令和5年度より、規程の定めのとおり予定価格を定め運用を行っている。

【教育委員会】

1 教育委員会事務局（監査年月日：令和5年8月23日）

令和5年度 監査結果（改善を求める事項）

【ア 県立高等学校における債権管理について】

通信制課程修学奨励金貸付金については、「広島県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金債権管理事務取扱要綱」に基づき、県立高等学校における債権は各学校において管理し、学校全体で取り組むこととされているが、定例監査において、要綱で定められた債権管理が行われておらず、長期未納の縮減に向けた取組に一層の努力を要する学校が見受けられた。

このため、各学校の債権管理の状況や徴収促進に向けた取組を適切に把握して、状況を踏まえた指導、助言を行うなど、各学校と連携を密にして徴収促進に取り組む必要がある。（教育支援推進課）

措置の内容（令和6年度報告分）

【措置内容】

長期滞納債権がある学校（広島国泰寺、三原、東の3校）に対して、債権管理状況についてヒアリングを実施し、各学校における徴収の取組を把握するとともに、適切な債権管理が行われるよう指導、助言を行った。

引き続き、各学校と連携し、要綱で定められた債権管理が適切に進められるよう支援を行う。

令和5年度 監査結果（改善を求める事項）

【イ 長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）が増加しており、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。（教育支援推進課）

区分	長期未納（滞納繰越分） [令和4年度決算額]		参考 前回監査時 [令和3年度決算額]	
高等学校授業料	148人	6,403,414円	124人	6,012,114円

措置の内容（令和6年度報告分）

【措置内容】

令和5年度において、毎月、文書等による納付指導を行ったことにより、過年度分の滞納者から2,169千円の入金があった。（令和5年度決算額 144人 6,128,154円）

広島県教育委員会授業料徴収事務取扱要綱を全部改正し、令和6年4月1日から、督促や出席停止等の処分を行う基準を「累積未納月数」から「納期限からの経過月数」へ変更した。

引き続き、文書や電話等による納付指導を通じて納入促進の取組を進めるとともに、経済的理由により納入が困難となった世帯に対しては、県立高等学校授業料等減免基準に定める減免制度の活用を促すなど、新たな滞納を増やさない取組を進める。

2 県立福山少年自然の家（監査年月日：令和6年1月31日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【フロン類を使用した機器の点検等について】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、前回監査時（平成30年9月執行）に同様の指摘を行ったにもかかわらず、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	冷蔵庫 1台 その他の冷房器具 2台
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経済産業省・環境省告示第13号）

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

製品購入時に、記録簿の作成をしておらず、委託業者にも点検の実施の依頼をしていなかった。

【措置内容】

直ちに記録簿を作成し、令和5年12月に委託業者による簡易点検を実施した。再発防止のため、毎年実施する各種点検一覧に記録簿作成を含めた当該点検を項目に加え、9月（1回目）の簡易点検を業者に依頼する際に、保有該当器具と記録用紙が合っているか、所内でダブルチェックを行うことを徹底する。また、フロン類を使用した第一種特定製品を購入した際は、すぐに記録簿を作成し、委託業者に点検の実施を依頼する。

3 県立広島国泰寺高等学校（監査年月日：令和5年12月15日）

令和5年度 監査結果（改善を求める事項）

【通信制課程修学奨励金貸付金に係る長期未納（滞納繰越分）について】

通信制課程修学奨励金貸付金に係る長期未納（滞納繰越分）について、債務者に対する納付指導など徴収事務が実施されていなかった。

同貸付金の長期未納（滞納繰越分）については、貸付けを行ってから返還に至るまでの期間が長期化していることも踏まえ、本庁所管課と連携して、長期未納（滞納繰越分）の解消に向けて努めていく必要がある。

区分	長期未納（滞納繰越分）〔令和4年度決算額〕	
通信制課程修学奨励金貸付金	25人	3,708,000円

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

旧広島県立西高等学校の閉校に伴い本校が承継した債権であるが、貸付けを行ってから返還に至るまでの期間が長期化していたため、引き継いだ際に本庁担当課で処理方針等が示されるものと認識しており、当該方針ができるまで事務処理できないものと誤認し、納付指導など徴収事務を実施していなかった。

【措置内容】

広島県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金債権管理事務取扱要綱に基づく督促等を行った。また、住所不明者については、所在の把握に向けて本庁所管課と連携して取り組んでいる。

区分	未納額 （令和6年8月末）		全額納入額 （令和6年8月末）		部分納入額 （令和6年8月末）		不納欠損処分額 （令和6年8月末）	
通信制課程修学奨励金貸付金	23人	3,453,000円	2人	159,000円	2人	96,000円	0人	0円

未納額のうち324,000円（2名）については、分割納入中である。

その他、進捗状況についてまとめた一覧表を作成し、所属内で共有し相互チェックを行うことにより、適正な事務処理の進捗管理を行った。

4 県立尾道北高等学校（監査年月日：令和5年7月31日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【ア 行政財産使用許可の事務について】

行政財産の使用許可に係る手続が行われず、自動販売機が設置されていた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第21条
-----	----------------------

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

自動販売機を設置する際、すでに行政財産の使用許可を行っている場所であったため、設置できると認識し、使用許可の面積まで確認していなかったこと。

【措置内容】

使用の様態変更を行い、使用許可の面積を訂正した。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【イ フロン類を使用した機器の点検等について】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷凍冷蔵機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとの記録簿を作成・保存することになっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	製氷機 1台 冷温水器 2台
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基礎となるべき事項（平成26年経済産業省・環境省告示第13号）

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

（製氷機）

平成27年度の法改正に伴う簡易点検の実施を行う際、点検対象機器から漏れていたこと。

（冷水器）

所管不明な機器であるため、簡易点検の実施が必要な機器との認識がなかったこと。

購入に伴い、簡易点検の実施が必要な機器との認識がなく、その後の確認もできていなかったこと。

【措置内容】

対象機器の点検記録簿を作成した。フロン類使用第一種特定製品を購入等する場合は、事務室内で情報の共有を行う。

5 県立加計高等学校（監査年月日：令和5年6月22日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【備品の管理について】

次の備品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

備品名	パーソナルコンピューター 1台
根 抠	広島県物品管理規則第41条

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

令和4年1月19日購入のパーソナルコンピューター（iPad）について、分校のものを含めて、本校で2台一括契約を行い、納品確認後、備品登録を本校・分校それぞれの担当者で入力するところ、分校の担当者が入力を失念していた。

【措置内容】

指摘後、現物、備品番号、備品シール及び使用場所の確認を行った。

令和5年7月10日備品登録を完了した。

今後、一括契約で購入した場合、一括契約した担当者が、備品登録入力まで行うよう変更した。

6 県立忠海高等学校（監査年月日：令和5年6月1日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【ア フロン類を使用した機器の廃棄における事務処理について】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷凍冷蔵機器）の廃棄に当たっては、廃棄を行う業者に対して第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しを委託する委託確認書を交付し、その写しを3年間保存することとされている。またフロン類の回収終了後、第一種フロン類充填回収業者から引取証明書の交付を受け、当該証明書を3年間保存することとされているが、空調機（第一種特定製品）2台の廃棄に当たり、いずれも行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	空調機（第一種特定製品） 2台
根 抠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第43条第2項

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律について理解不足であったこと。

【措置内容】

担当者にフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律について再確認させた。またフロン点検記録簿ファイルへ今回の指摘事項を残し、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律のパンフレット（環境省）を印刷し、担当者が変更した場合でも確認ができるよう整えた。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【イ フロン類を使用した機器の点検等について】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷凍冷蔵機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、空調設備一式（室外機4台、マルチ室内機28台ほか）について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	空調設備一式（室外機4台、マルチ室内機28台ほか）
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経済産業省・環境省告示第13号）

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

空調設備一式については、PTAから契約の地位継承を受け県有のものとなった機器であり、フロン点検が必要であるという認識をしていなかった。

【措置内容】

上記の空調設備一式については簡易点検を実施し、製品ごとに記録簿を作成した。またフロン点検記録簿ファイルへ今回の指摘事項を残し、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律のパンフレット（環境省）を印刷し、担当者が変更した場合でも確認ができるようにした。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 行政財産の使用許可について】

行政財産の使用許可期間満了後、更新手続を行わないまま使用を継続させていた。適正な事務処理に努められたい。

財 産	土地（広島県立忠海高等学校校舎）1件
根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第25条

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

引継ぎの際に行政財産の使用許可期間が満了すること、使用許可の更新手続が必要なことの伝達がうまくいかず、更新手続を失念していたため。

【措置内容】

速やかに更新手続を行い、再発防止のため使用許可期間を確認し一覧表を作成した。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【エ 借受物品の管理について】

借受物品、電話交換設備一式について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

物 品	電話交換設備 一式
根 抠	広島県物品管理規則第41条

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

電話交換設備一式が契約満了を迎えたために新たに契約をした。備品出納簿に記録が必要であるという認識ができていなかった。

【措置内容】

備品出納簿に登録した。再発防止のため借受物品借受期間一覧表を作成した。

令和5年度 監査結果（改善を求める事項）

【オ 郵便切手の管理について】

郵便切手について、十分な在庫があるにもかかわらず年度末に追加購入したことにより、当年度使用実績を上回る額を繰り越しており、使用実績に比べて過剰な在庫があった。

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

年度末に役務費の郵便切手代に余剰が出たため、追加購入をしたこと。

【措置内容】

担当者には購入に当たっては残高や使用見込量を勘案し、過剰な在庫とならないよう計画性を持って管理することを伝え、郵便切手のみではなく他の業務でも同様のことが起きる可能性があるため、事務室全体へ今回の指摘事項を周知した。

7 県立三次高等学校（監査年月日：令和5年9月27日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【ア 委託契約における事務処理について】

委託契約における事務処理において、次のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	備北地区県立学校寄宿舎給食調理業務（令和4年度～令和6年度）
-----	--------------------------------

（ア）低入札価格調査制度を適用した一般競争入札において、低価格入札者を落札者として決定し、契約を締結する場合、契約金額の100分の30以上の契約保証金を契約の締結と同時に納付させる必要があるが、納付させないまま契約を締結していた。

根 拠	広島県契約規則第4条 低入札価格調査制度事務処理要領 10 業務委託契約約款第4条第1項
-----	--

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

契約保証金が納付できない経営状況であったため、やむを得ず分割納付とした。

【措置内容】

今後の入札においても同様の事案を生起させないよう、決められた手順で契約を行い、契約規則等を遵守するよう徹底した。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【ア 委託契約における事務処理について】

委託契約における事務処理において、次のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	備北地区県立学校寄宿舎給食調理業務（令和4年度～令和6年度）
-----	--------------------------------

（イ）低入札価格調査時点において、届出内容に未確定のものがあったことから、業務開始時に確定した届出内容を確認する必要があったが、行っていなかった。

根 拠	低入札価格調査制度事務処理要領 8
-----	-------------------

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

届出書類については、失念していた。

【措置内容】

今後の入札においても同様の事案を生起させないよう、決められた手順で契約を行い、契約規則等を遵守するよう徹底した。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【ア 委託契約における事務処理について】

委託契約における事務処理において、次のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	備北地区県立学校寄宿舎給食調理業務（令和4年度～令和6年度）
-----	--------------------------------

（ウ）業務開始までに契約書を交わしていなかった。

根 拠	地方自治法第234条第5項 広島県契約規則第24条
-----	------------------------------

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

契約保証金に係る事務について時間を費やしてしまったため、業務開始までに契約書を交わすことができなかった。

【措置内容】

今後の入札においても同様の事案を生起させないよう、決められた手順で契約を行い、契約規則等を遵守するよう徹底した。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【イ 高等学校授業料の徴収事務について】

定時制課程の授業料の徴収事務について、広島県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱に定められた徴収事務を行わず、消滅時効により不納欠損処分を行っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱
-----	---------------------

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

授業料徴収事務取扱要綱に則って督促を行うという認識がなかった。

【措置内容】

授業料に限らず、要綱・要領に則った適正な事務処理を行うよう徹底した。

8 県立瀬戸田高等学校（監査年月日：令和5年6月2日）

令和5年度 監査結果（改善を求める事項）

【郵便切手の管理について】

郵便切手について、十分な在庫があるにもかかわらず年度末に追加購入したことにより、当年度使用実績を上回る額を繰り越しており、使用実績に比べて過剰な在庫があった。郵便切手の購入に当たっては、残高や使用見込量を勘案し、過剰な在庫とならないように適正な管理に努める必要がある。

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

使用見込量を適切に把握していなかった。

【措置内容】

郵便切手を一度に多く使用することが予想されるケース（行事の案内状等）を事前に把握しておく。

9 県立黒瀬高等学校（監査年月日：令和5年5月11日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【行政財産使用料の徴収について】

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延していた。適正な事務処理に努められたい。

使用許可 財産	使用許可内容	納入通知日	使用料 (年額)
土 地	電柱3本 支柱3本	令和3年度 令和3年5月26日 令和4年度 令和4年4月25日	9,000 円
	電柱1本、支柱1本、 支線柱1本	令和3年度 令和3年5月26日 令和4年度 令和4年5月16日	4,500 円
根 抱	行政財産の使用料に関する条例第4条第1項 広島県会計規則第11条第3項		

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

担当者の収入手続時期の認識不足と所属内の進捗管理が十分でなかった。

【措置内容】

再発防止のため、所属で指摘内容を共有し、関係法令や収入マニュアルに沿った事務手続を徹底した。また、所属内で共有している業務予定表に収入時期を確実に入力し、複数名で把握しチェックを行うことにより、適正な業務の進捗管理を行った。

10 県立東高等学校（監査年月日：令和5年12月15日）

令和5年度 監査結果（改善を求める事項）

【通信制課程修学奨励金貸付金に係る長期未納（滞納繰越分）について】

通信制課程修学奨励金貸付金については、「広島県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金債権管理事務取扱要綱」によって徴収事務が行われているが、同貸付金の長期未納（滞納繰越分）については、貸付けを行ってから返還に至るまでの期間が長期化していることも踏まえ、本庁所管課と連携して、長期未納（滞納繰越分）の解消に向けて努めていく必要がある。

区分	長期未納（滞納繰越金）[令和4年度決算額]	
通信制課程修学奨励金	78人	11,018,000円

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

昭和50年代に貸し付けた滞納者がいる等、行方不明者が多く、意思表示の公示送達を行っている者(33名)もいる。その上、債権額が法的措置経費を下回る者もあり、費用対効果上、債務名義の取得に至っていない。この対応として、居住地不明の滞納者については、住基ネット検索依頼を定期的に行っているが、居住地特定に至っていない。また、意思表示の公示送達や債務名義の取得を行うにも本校の職員の人数が少なく、家庭訪問による居住地の確認や債務名義の取得の手続に係る事務処理が困難な状況にある。

【措置内容】

長期未納（滞納繰越金）に対して、「広島県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金債権管理事務取扱要綱」に基づき、督促状等を送付し、令和6年9月30日現在、債務者及び連帯保証人に対し、督促状等を発送し、832,000円を返還させた。

現在、教育支援推進課等と連携し、更に長期未納（滞納繰越分）の解消に向けて取り組んでいくところである。

区分	全額納入額 (令和6年9月末現在)	部分納入額 (令和6年9月末現在)	不能欠損処分額 (令和6年9月末現在)
通信制課程修学奨励金	3名 720,000円	9名 112,000円	一人一円

11 県立神辺高等学校（監査年月日：令和5年6月9日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【工事請負契約に係る事務処理について】

指名業者のうち1者について、年間平均完成工事高が発注請負対象設計金額を下回っている者を選定している。適正な事務処理に努められたい。

契約名	放送設備更新工事（令和3年度）
根 拠	建設工事指名業者等選定要綱第5条第3項

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

選考委員会での参考資料（建設工事等入札参加者資格者名簿）作成時に、年間平均完成工事高が発注請負対象設計金額を上回っているかの確認を失念していたため。

【措置内容】

監査後は再発防止のため、今回の監査結果について事務室内・選考委員会で共有するとともに今後は正副の担当者だけでなく、事務室内及び選考委員会でも関係規則等に基づく手続の漏れがないか確認するなどチェック体制を強化した。

12 県立西条農業高等学校（監査年月日：令和5年5月30日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【ア 通勤手当に係る事後の確認について】

通勤手当を支給している職員に係る事後の確認について、職員が新幹線により認定を受けている場合には、毎月その利用状況を、翌月10日までに確認することとなっているが、この確認がされていないものがあった。

根 拠	職員の通勤手当に関する規則 第12条 通勤手当認定要領（広島県教育委員会）第10
-----	---

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

その他の業務に追われ、期日内の確認処理が十分でなかったこと。

【措置内容】

再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知するとともに、期日内に適正な処理ができるよう業務の進捗管理の見直しを行った。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【イ 扶養手当に係る事後の確認について】

扶養手当を支給している職員に係る事後の確認について、確認に必要な書類が添付されていないものがあった。

根 拠	扶養手当認定要領（広島県教育委員会）第9
-----	----------------------

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

該当職員から任意様式で提出された書類にて確認処理をしていたが、その書類が指定様式の内容を満たすものではないことに担当者が気付かなかつた。

【措置内容】

該当職員にあっては、指定様式により提出させた。

再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知するとともに、その内容を共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 借受財産の管理について】

借受けの手続は行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。

財 産	土地（雑用水管敷地） 外2件
根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第50条 広島県公有財産管理規則第61条、第64条

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

本校で借受手続後、施設課に登録依頼を怠り、登録が漏れていた。財産管理課への報告についても失念していた。

【措置内容】

登録及び更新の漏れがあるものについて状況を確認し、施設課へ対応依頼中である。

再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知するとともに、事務処理要領等を再度確認して借受財産の一覧表を作成し、所属内で共有し相互チェックを行うことにより、適正な業務の進捗管理を行った。

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【エ 工事請負契約における事務処理について】

予定価格調書に誤った予定価格、見積書比較価格及び低入札調査価格等を記載していた。

契約名	広島県立西条農業高等学校寄宿舎防水改修工事（令和3年度）
根 拠	広島県契約規則第18条 建設工事執行規則第7条の2第3項

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

予定価格調書を作成する際に、認識不足により記載すべき金額を誤っていた。

【措置内容】

再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知するとともに、関係法令等及び事務処理方法について再確認した。

13 県立福山特別支援学校（監査年月日：令和5年6月8日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【備品の管理について】

次の備品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。
適正な事務処理に努められたい。

備 品	増幅器 1台
根 拠	広島県物品管理規則第41条

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

担当者による定期的な備品確認及び備品対象物品購入時に備品登録をしたかどうかの定期的な確認を怠ったこと。

【措置内容】

担当者は契約・調達管理課契約管理グループと連携を図り、備品を登録した。
その後、再発防止に向けて、夏季休業を利用し、備品の調査を実施した。
今後は所属内で備品購入にかかる進捗状況を共有し、組織全体でのチェック体制を強化する。

14 県立廿日市特別支援学校（監査年月日：令和5年5月26日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【行政財産使用料の徴収について】

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延していた。適正な処理に努められたい。

使用許可 財産	使用許可内容	納入通知日	使用料 (年額)
土地	支線2条	令和4年度 令和4年4月25日 令和5年度 令和5年4月27日	3,000円
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条第1項 広島県会計規則第11条第3項		

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

年度当初に行うべき業務として調定業務があることを事務室全体で情報共有できておらず、年度当初、調定担当者が出納閉鎖対応の事務処理に忙殺され、新年度事務に着手できていない状況が発生しているにも関わらず担当者任せになっており、結果的に調定が遅延した。

【措置内容】

令和6年度は4月3日に調定した。再発防止のため、「年度末・年度初めの事務」というフォルダに「使用許可に伴う調定」を項目として格納し、事務室全体で認識できるようにした。

15 県立黒瀬特別支援学校（監査年月日：令和5年5月17日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【借受財産の管理について】

次の財産について、借受けの手続は行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

借受財産	土地 580.00 m ² (来客用・職員用駐車場用地)
根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第50条 広島県公有財産管理規則第61条、第64条

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

年度替わりの土地賃貸借契約（更新）の際、契約や支出事務の終了で、一連の事務処理が終了したと思い込み、財産に関する事務を失念していた。

【措置内容】

速やかに、財産台帳への登録（財産管理課への報告）を行った。

年度替わりの土地の賃貸借契約の際、財産事務について認識できるよう賃貸借契約の契約締結時に財産台帳への登録を別途行うこと記載し、賃貸借契約と合わせて財産関係の事務を執行するよう意識付けた。

令和6年度は賃貸借契約後、速やかに財産台帳への登録を行った。

16 県立戸手高等学校（監査年月日：令和5年6月16日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）

【フロン類を使用した機器の点検等について】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	製氷機 2台
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経済産業省・環境省告示第13号）

措置の内容（令和6年度報告分）

【原因】

フロン点検対象となる製氷機を所有していることを認識しておらず、作成が漏れていたため。

【措置内容】

速やかに簡易点検を行い、記録簿を作成した。その後、3か月に1回点検及び記録を行っている。

今後物品（工事による設置を含む。）を購入する際には、フロン機器であるか業者に確認し、点検及び台帳の作成が漏れないように取り組む。また、台帳はデータと紙の両方で引継ぎを行う。